

## 第二読会における検討方針について（2）

### 1 第二読会において検討すべき論点について

前回の議論及び本研究会の第一読会での議論を踏まえ、改めて本研究会で検討すべき論点について、整理をするものである。

第一読会で検討した論点については、おおむね以下のとおりである（研究会資料1参照）。

- ① 番号制度（マイナンバー制度）導入について
- ② 戸籍事務を処理するためのシステムの一元化（クラウド化）の是非及びこれに伴う制度の見直しの要否について
  - a 戸籍事務を処理するためのシステム上の問題点（戸籍事務の共有の在り方を含む。）について
  - b 戸籍事務管掌上の問題点について
  - c 届書・戸籍の情報の共有・保存の在り方について
  - d 戸籍謄本等の本籍地以外での交付の可否について
  - e 戸籍手続のオンライン化の在り方について
  - f 戸籍手続のオンライン化について
  - g 「本籍」概念の位置付けについて
- ③ 戸籍記載の正確性の担保について
  - a 疑義のある届出に係る審査の在り方について
  - b 戸籍訂正制度の在り方について
  - c 人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方について
  - d 無戸籍者問題について
- ④ 新戸籍法の構成について

上記論点のうち、①、②（b～gの個別論点を除く。）の方向性については、前回議論を行ったところであり、今後も戸籍システム検討ワーキンググループ（以下「システムワーキンググループ」という。）と連携しながら検討を進めることが確認された。

他の論点について、今後どのように検討すべきかについて、現時点で事務局としては、以下のとおり整理しているが、このような整理でよいか。

I 戸籍データをマイナンバー制度の対象とすることによる問題点として、本研究会において検討を行うべきもの

- ① 番号制度（マイナンバー制度）導入について
- ② 戸籍事務を処理するためのシステムの一元化（クラウド化）の是非及びこれに伴う制度の見直しの要否について
  - a 戸籍事務を処理するためのシステム上の問題点（戸籍事務の共有の在り方を含む。）について

II 戸籍法の改正に当たって検討しておくべき問題点

なお、戸籍法独自の問題点に限定すべきであり、また、上記Iとも密接に関連するものもある。

- ② 戸籍事務を処理するためのシステムの一元化（クラウド化）の是非及びこれに伴う制度の見直しの要否について
  - b 戸籍事務管掌上の問題点について
  - c 戸籍類情報の共有・保存の在り方について
  - d 戸籍謄本等の本籍地以外での交付の可否について
  - e 戸籍手続のオンライン化の在り方について
  - f 戸籍手続のオンライン化について
  - g 「本籍」概念の位置付けについて

- ③ 戸籍記載の正確性の担保について
  - a 疑義のある届出に係る審査の在り方について
  - b 戸籍訂正制度の在り方について
  - c 人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方についてなお、③a、③bについては、民法上の身分行為意思の問題ととらえると、後記Ⅲの問題ともなり得るところではあるが、当面民法上の身分行為意思に関する部分ではなく、③aについては、出生・死亡事項の調査のための法務局の審査権限の要否に関する問題、③bについても、戸籍訂正制度の問題点として挙げた点（注1）を中心に、戸籍訂正制度の在り方について検討をすることとする。

### Ⅲ 戸籍法と民法との関係で検討を要すべき事項として、検討課題としては示すものの、中心的な議論とまではしないもの

- ③ 戸籍記載の正確性の担保について
  - d 無戸籍者問題について
- ④ 新戸籍法の編成について

（注1）研究会資料5・10頁

#### 戸籍訂正制度の問題点

- ① 訂正事由のあることが発見されているにもかかわらず、届出人等が訂正許可審判手続をとった上で戸籍訂正申請をするかどうかを見極めなければならない制度となっており（訂正許可審判手続をとっているかどうかを市区町村長が把握する術もなく、どの程度の期間見極めなければならないかも規定がない。）、虚偽の養子縁組届や婚姻届等が問題となっている昨今において、正確な身分関係を迅速に戸籍記載に反映することができない危険がある。
- ② 市区町村長や法務局が訂正許可審判手続に関与することが保障されていないため、市区町村長による処分に対する不服申立事件や一般の行政訴訟事件に比して審理の充実が担保されておらず、また、戸籍事務を全国画一的に取り扱う要請への配慮が十分ではない。
- ③ 「戸籍のある地」（本籍地）を管轄する家庭裁判所においてのみ戸籍訂正許可の申立てをすることができるものとされており、必ずしも届出人等にとって利便性が高くない。なお、戸籍事務を処理するシステムを一元化した場合には、「戸籍のある地」との文言が本籍地を指すものと解することに問題が生じる可能性がある。
- ④ 訂正許可審判手続において主文に示されていない関連事項の訂正を行うことができず、改めて当該事項について訂正許可審判手続をとる必要が生じる場合があり得る。また、主文に概括的記載がある場合には、その効力がどの範囲に及び、どの範囲までの関連事項の戸籍訂正を行うことができるかが明らかにならない場合があり得る。
- ⑤ 職権訂正手続において、24条1項通知を受けた届出人又は届出事件の本人に対して弁明の機会が付与されていない。

- ⑥ 戸籍訂正関係規定の相互関係（特に訂正許可審判手続と確定判決による訂正手続の関係）が不明確である。

## 2 戸籍謄本等の主な行政手続における利用状況について

戸籍謄本等（除かれた戸籍に係るもの並びに抄本及び記載事項証明書を含む。以下同じ。）は、一般旅券の発行申請や児童扶養手当等の受給申請などの各種の行政手続において提出を求められ、申請者等の国籍や身分関係の証明に供されているところであるが、上記手続に限られず、様々な場面で用いられている。

戸籍謄本等が用いられる実際の場面におけるその目的や、全体の中でのそれぞれの割合等については、今後の委託調査研究等において確認していくこととなる。

なお、戸籍事務にマイナンバー制度を導入し、他の行政機関に戸籍情報を提供する場合、どの範囲の戸籍情報が必要かは、個別に検討することとなる。例えば、一般旅券の発行申請に当たって戸籍謄本等が求められているところ（旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項第2号参照）、現状、一般旅券の記載事項として氏名、生年月日、性別、国籍、本籍の都道府県が定められているところであって（旅券法第6条第1項第2号、第4号、旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第5条第2項、第5項第1号参照）、これらに関する情報の提供が求められるものと考えられる。

（参考）旅券法等の規定

### ○ 旅券法

（一般旅券の発給の申請）

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上領事官（領事館の長をいう。以下同じ。）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

三～六 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が人違いでないこと及び申請者が当該一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところによりこれを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4～5 （略）

（旅券の記載事項）

第六条 旅券には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 旅券の種類、番号、発行年月日及び有効期間満了の日

二 旅券の名義人の氏名及び生年月日

三 渡航先

四 前三号に掲げるもののほか、外務省令で定める事項

2 （略）

## ○ 旅券法施行規則

(旅券の記載事項)

第五条 法第五条第四項の外務省令で定める事項は、本籍の都道府県名、生年月日及び性別とする。

2 法第六条第一項第二号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、申請者がその氏名について国字の音訓又は慣用によらない表音を申し出た場合にあつては、公の機関が発行した書類により当該表音が当該申請者により通常使用されているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要であると認めるときはこの限りではない。

3・4 (略)

5 法第六条第一項第四号の事項は、次に掲げる事項とする。

一 旅券の名義人の性別、国籍（国籍のコード（国際民間航空機関の定めるコード。第三号並びに次条第二号及び第三号において同じ。）を含む。）及び本籍の都道府県名（戸籍に記載される前の者にあつては、本籍となると推定される都道府県名）

二・三 (略)

### 3 システムワーキンググループでの議論について

6月3日にシステムワーキンググループの第1回会議が開催された。

同会議においては、戸籍制度の概要、現状の戸籍事務処理システムの状況について、事務局から説明を行った（参考資料11参照）。

委託調査研究に係る調査・研究すべき事項に関しては、次回改めて戸籍システムの問題点について説明をし、マイナンバー制度の概要について説明をした上で、議論を行うこととされた。

システムワーキンググループにおける検討すべき論点（委託調査研究に係る調査・研究すべき事項を含む。研究会資料7・4頁以下、参考資料9参照）について、その他どのようなものが考えられるか。